

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00080 沿革 <a href="#">令和5年1月30日</a> 一部改正</p>	<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00080 沿革 <a href="#">令和4年12月20日</a> 一部改正</p>	
<p><b>1 基本的引受基準</b></p> <p>(5) 政府開発援助契約等については、信用事由により生じた損失を以下のとおりてん補する責めに任ずる。</p> <p>① 「別紙3 政府開発援助契約等」1及び2に掲げる借款等（以下「借款等」という。）のうち、1（1）（ただし、決済方式を問わない。）及び2により決済が行われる対象契約における輸出等不能の信用事由（約款第3条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第11号から第13号までの事由をいう。以下同じ。）（対象契約の相手方が名簿上与信管理区分Gに格付けされておらず名簿上GB格、EB格及びSB格に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。）及び代金回収不能の信用事由（約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号から第14号までの事由をいう。）</p> <p>②～③ （略）</p>	<p><b>1 基本的引受基準</b></p> <p>(5) 政府開発援助契約等については、信用事由により生じた損失を以下のとおりてん補する責めに任ずる。</p> <p>① 「別紙3 政府開発援助契約等」1及び2に掲げる借款等（以下「借款等」という。）のうち、1（1）（ただし、決済方式を問わない。）及び2により決済が行われる対象契約における輸出等不能の信用事由（約款第3条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第11号から第13号までの事由をいう。以下同じ。）（対象契約の相手方が名簿上与信管理区分Gに格付けされておらず名簿上GB格、EB格及びSB格に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。）及び代金回収不能の信用事由（約款第3条第2号及び第4号に規定するてん補危険に係る第4条第12号及び第14号の事由をいう。）</p> <p>②～③ （略）</p>	
<p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [<a href="#">令和5年1月30日</a>]</p> <p>この改正は、<a href="#">令和5年3月20日</a>から実施する。</p>	<p>附 則 [抄]</p> <p>附 則 [<a href="#">令和4年12月20日</a>]</p> <p>この改正は、<a href="#">令和5年1月1日</a>から実施する。</p>	